

災害等情報（詳報）

鉱種：鉛、亜鉛、石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置（車両系 鉱山機械）のため	発生日時： 平成30年1月29日（月） 8時25分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 35歳、亜鉛精錬工場作業員、請負、勤続年数：8年、担当職経験年数：4年						
罹災程度：左足内踝・右足内外踝骨折（休業見込日数：90日）						
<p>【概要】</p> <p>フォークリフト運転手Bは、亜鉛製錬工場の結束場出入口付近においてフォークリフト（積載荷重3t 全長 3,845mm × 幅 1,240mm）を運転し、結束した製品（亜鉛地金）を新製品倉庫に運搬する作業に従事していた。</p> <p>フォークリフト運転手Bは、フォークリフトを前進させ新製品倉庫に結束した製品を運搬した。次に、フォークリフトをバックさせて製品置場に戻るため、最初に運転席右上にあるバックモニターで後方全体を確認し、次いで右後方を目視で確認してから、左後方を目視しながらフォークリフトをバックさせたが、死角となる右後方を歩いていた作業員A（罹災者）に気づかず、作業員Aの背中側からフォークリフト右後方箇所を衝突させた。</p> <p>作業員Aは、その場で転倒し、フォークリフト後輪に両足を轆かれ罹災した。</p> <p>なお、作業員Aは、災害発生箇所付近がフォークリフト優先区域であることを知っていたが、決められた歩行区域を通行していなかった。</p> <p>また、作業員Aは、周囲の騒音でフォークリフトがバックするときの警報音が聞こえておらず、右肩にフレコン袋（10枚入り・約20kg）を担いでいたため視界が狭まり、背後から接近するフォークリフトに気づけなかった。</p> <p>なお、フォークリフトにブレーキ等の異常はなく、速度リミッターが取り付けられていたため、制限速度を超えない時速8km以下で走行していた。</p>						
<p>【原因】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フォークリフト運転手が後方を十分確認しないでバックした。 2. 罹災者が定められた歩行区域を通行しなかった。 3. 「フォークリフト優先区域」におけるフォークリフトと歩行者に関するルールが適切に定められていなかった。 						
<p>【対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フォークリフト運転席の後方に新たにバックモニターを設置し、バックの際に後方を目視しながらバックモニターで死角を確認できるようにした。 2. フォークリフトの運転に関する作業手順書を見直し教育した。 3. 災害が発生した作業場を歩行者進入禁止区域として周知し、歩行者と車両を分離した。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○作業方法及び手順を定め鉱山労働者に教育しましょう。</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p><鉱山保安法令></p>						

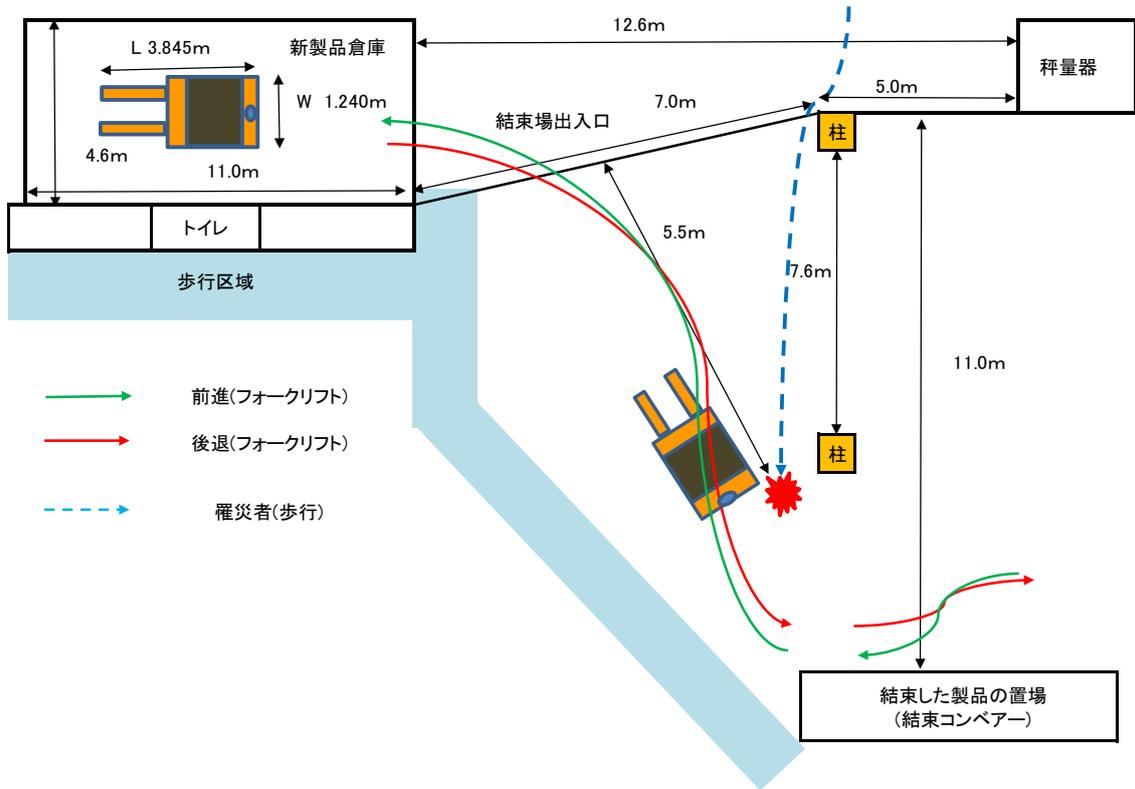
・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)

【お問い合わせ先】

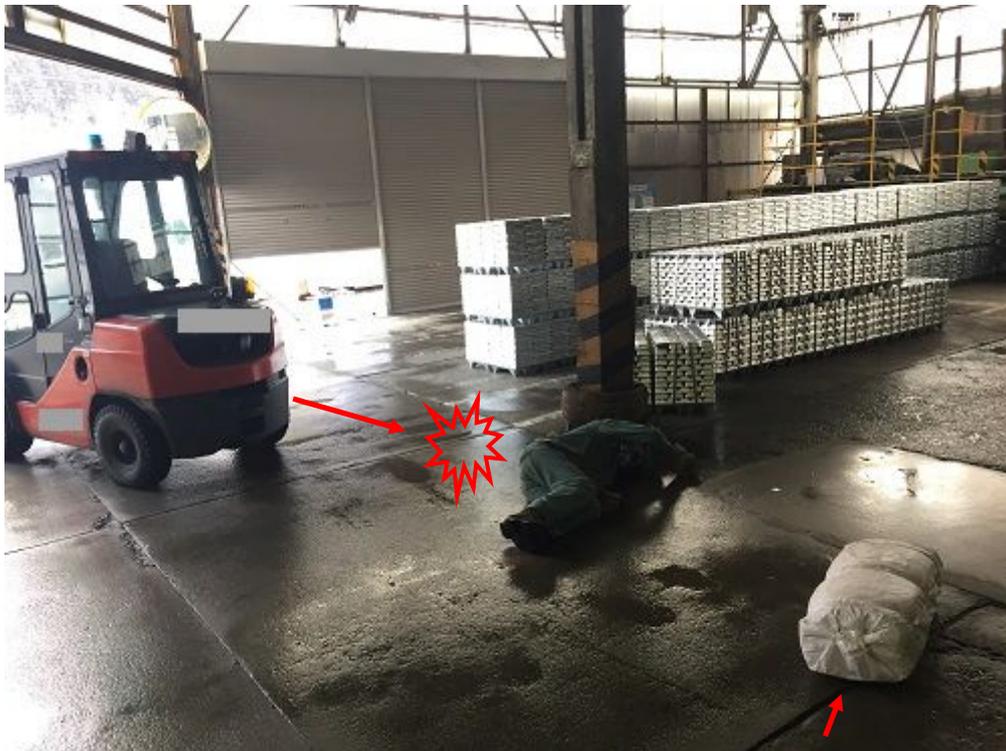
中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 松岡、竹村

電話番号 052-951-2561

現場見取図



罹災状況の再現

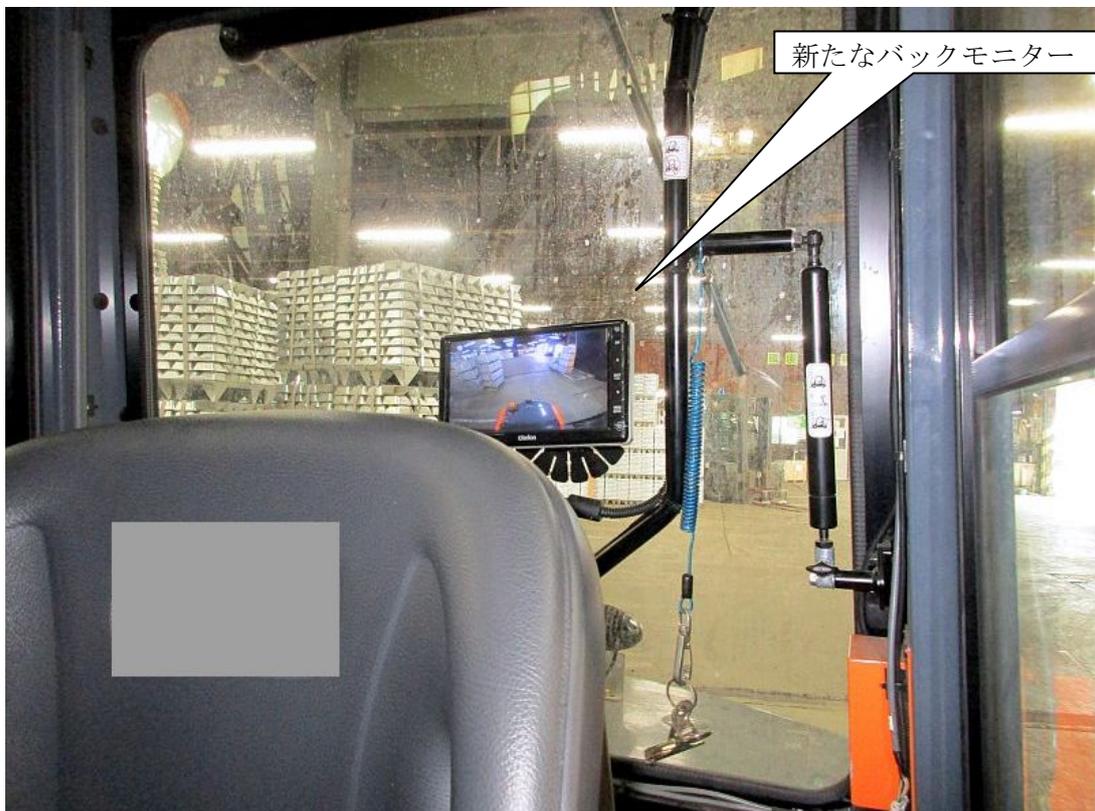


罹災者が持っていたフレコン袋

再発防止対策



目視で後方を見ながらバックモニターで死角を確認



運転席の後方の新たなバックモニター